

改善箇所説明図



車両総重量3.5トン以下のバン型トラックにおいて、補助制動灯の取付位置が不適切なため、保安基準 第39条の2(補助制動灯の基準)に適合していない。

改善措置の内容

全車両、補助制動灯の取り付け位置を車両中心に変更する。

注 : は、措置する部品を示す。